

前回（第18回）省エネ小委の論点と本日のプレゼンテーション

資料 1

<原単位改善>

現行制度

- 省エネ法は、判断基準に基づいて事業者に原単位の改善等を促し、必要に応じて指導等の措置を実施。
- 原単位「1%改善」に加え、より現場の実態に合った取組を促すため、業界ごとに原単位目標（ベンチマーク）を設定。
- 優良事業者の称揚、停滞事業者の取組促進の観点から、事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）を本年度から開始。

今後の課題

- ベンチマーク設定業種の拡大（2018年度中に7割カバー）に向けた具体的な施策（標準的な考え方の提示、インセンティブの付与等）を講じる必要があるのではないか。
- 事業者クラス分け評価制度の実効性のさらなる向上（称揚効果や取組促進効果の向上等）を図る必要があるのではないか。
- 原単位改善を後押しするために、省エネ量だけでなく、原単位改善率に着目した支援制度の充実が必要ではないか。【予算】

<エネルギー管理の単位の拡大>

現行制度

- 省エネ法や省エネ補助金では、事業者による柔軟な省エネ活動を促進するため、これまで、工場・事業場単位の制度から事業者単位の制度への転換等、エネルギー管理の実態に合った体系を検討してきた。
- 加えて、省エネ法第84条の2（経産大臣は、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化等の促進に寄与する取組を促進するよう適切に配慮）により、事業者の単位を超えた省エネ活動にも配慮することとなっているが、地縁的一体性のある場合等について特例的な運用を行うに留まっている。

今後の課題

- よりエネルギー管理の実態に合った制度を目指し、**サプライチェーン単位**や**グループ会社単位等**での省エネ活動を評価する必要があるのではないか。
- 例えば、**サプライチェーン単位**や**グループ会社単位等**での省エネを促進する支援制度を充実させる必要があるのではないか。【予算】

<本日のプレゼンテーション>

- ① **サプライチェーン単位等での省エネ：(株)神戸製鋼所、東京ガス(株)**
- ② **グループ会社単位での省エネ：富士フィルム(株)**

<サードパーティの活用>

現行制度

- 省エネ法による直接的な規制が及びにくい中小企業や消費者については、これまでトップランナー基準により個々の機器の省エネ性能の向上を促し、これら機器が買い替え等により導入されることで省エネを進めてきた。

今後の課題

- 中小企業や消費者に直接アプローチできる**サードパーティ**への働きかけを強め、さらに省エネを進めるため、支援制度の充実を検討するべきではないか。【予算】
- 運輸部門においては、荷主の役割が増大。現行省エネ法での荷主の扱いなどの見直しが必要ではないか。

<本日のプレゼンテーション>

- ③ **サードパーティを活用した省エネ：東京ガス(株)(再掲)、アズビル(株)**